

**平成28年度千葉市市民局指定管理者選定評価委員会
第2回スポーツ部会議事録**

1 日時：平成28年10月26日（水）14：00～16：20

2 場所：千葉市議会棟3階 第3委員会室

3 出席者：

(1) 委員

横山 清亮委員（部会長）、小野寺 浩一委員（副部会長）、内山 英昭委員、
小川 直哉委員、谷藤 千香委員

(2) 事務局

丸島生活文化スポーツ部長

渡邊文化振興課長補佐、吉野主査、西田主任主事、工藤主任主事

安藤スポーツ振興課長、山崎スポーツ振興課長補佐、笠井主査、草場主任主事

4 議題：

(1) 部会長及び副部会長の選出について

(2) 千葉市磯辺スポーツセンターの管理運営の基準等及び提案について

(3) 今後の予定について

(4) その他

5 議事概要：

(1) 部会長及び副部会長の選出について

委員の互選により、横山委員を部会長に、小野寺委員を副部会長に選出した。

(2) 千葉市磯辺スポーツセンターの管理運営の基準等及び提案について

千葉市磯辺スポーツセンターの管理運営の基準等について施設所管課から説明の後、申請者のヒアリングを実施し、意見交換を経て、申請者は、千葉市磯辺スポーツセンターの管理を適切かつ確実にを行うことができると認められた。

(3) 今後の予定について

今後のスケジュールについて、事務局から説明した。

(4) その他

委員からの質問等を受け付けた。

6 会議経過：

○渡邊文化振興課長補佐 委員の皆様におかれましては、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。それでは定刻となりましたので、平成28年度千葉市市民局指定管理者選定評価委員会第2回スポーツ部会を開催いたします。

私は、本日司会を務めさせていただきます、文化振興課の渡邊と申します。よろしくお願いたします。

本日の会議でございますが、市の情報公開条例第25条に基づき、公開されております。ただし、一部非公開の部分がございますので、あらかじめご承知おきください。

なお、現在、傍聴人の方はいらしておりません。

また、本日は職員は軽装とさせていただきますので、ご了承ください。

それでは、委員の方のご紹介をしたいと思います。お手元のファイルの中の資料2「千葉市市民局指定管理者評価委員会スポーツ部会委員名簿」をご覧ください。

委員改選後、初めての部会開催となりますので、委員の皆様をご紹介します。お名前の五十音順にご紹介させていただきます。

千葉市学校体育施設開放運営委員会連絡協議会会長の内山英昭委員でございます。

千葉市体育協会副会長の小川直哉委員でございます。

公認会計士の小野寺浩一委員でございます。

千葉大学教育学部准教授の谷藤千香委員でございます。

弁護士の横山清亮委員でございます。

次に、事務局の職員を紹介いたします。

生活文化スポーツ部長の丸島でございます。

千葉市磯辺スポーツセンターを所管しております、スポーツ振興課、課長の安藤でございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、生活文化スポーツ部長の丸島からご挨拶を申し上げます。

○丸島生活文化スポーツ部長 皆様、お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。本日はスポーツ部会ということでございますが、来年度、磯辺にスポーツ施設が新たに1施設開設いたします。この施設の指定管理者の候補者の選定がございますので、本日はご審議いただくこととなっております。

限られた時間でございますが、今回は1件でございますので、そんなにお時間はかからないと思いますが、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

本日はよろしく願いいたします。

○渡邊文化振興課長補佐 それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

まず、机の上にお配りしてございます資料について、確認をさせていただきます。まず「次第」、めくりまして「席次表」、続きまして「諮問書（写）」、続きまして、平成28年度千葉市市民局指定管理者選定評価委員会第2回スポーツ部会会議資料としまして、「会議資料一覧」となっております。続きまして追加資料でございます。

「会議資料一覧」に沿って確認をさせていただきます。事前にお送りしております資料をお持ちいただいているかと存じますが、お手元がない方が、いらっしゃらないですね、大丈夫ですね。

では、まず表紙に「第2回スポーツ部会」とシールが貼られているほうのファイルをお開きいただければと思います。

こちらを開いていただきまして、資料1「千葉市市民局指定管理者選定評価委員会第2回スポーツ部会進行表」、資料2「千葉市市民局指定管理者選定評価委員会スポーツ部会

委員名簿」、資料3「スポーツ部会で審議する公の施設一覧」、続きまして、資料4-1から4-5は、「千葉市磯辺スポーツセンター」に関する資料でございまして、4-1が「千葉市磯辺スポーツセンター形式的要件審査（第1次審査）結果一覧」、資料4-2が「千葉市磯辺スポーツセンター指定管理予定候補者選定要項」、資料4-3が「千葉市磯辺スポーツセンター管理運営の基準」、資料4-4が「千葉市磯辺スポーツセンター指定管理予定候補者選定基準」。こちら、資料に綴ってないんですけども、続きまして資料4-5といたしまして、机の上にお配りしてあるんですけども「千葉市磯辺スポーツセンター指定管理予定候補者選定審査表」、こちらはA3の用紙で、机の上にお配りさせていただいています。続きまして、ファイルのほうに戻っていただきまして、資料5ですけども、「今後の予定について」でございまして。

続きまして、参考資料になりますが、参考資料1「千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例」、参考資料2「千葉市市民局指定管理者選定評価委員会の会議の公開及び議事録の作成等について」、参考資料3「部会の設置について」、参考資料4「千葉市情報公開条例及び施行規則（抜粋）」になっております。参考資料5「千葉市スポーツ施設設置管理条例及び管理規則」でございまして。

続きまして、指定申請書関係書類でございまして。①から⑫まで、申請者から提出のありました、指定申請に係る書類になります。

また、もう1冊のファイルは、申請者の「提案書」でございまして。

資料は以上になりますけれども、お揃いでしょうか。もし不足等ございましたら、そのときにお知らせいただければと思います。

続きまして、会議の成立について、ご報告いたします。

本日の会議は、全ての委員さんにご出席いただいておりますので、千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例第11条第7項において準用する第10条第2項に基づき、会議は成立しております。

それでは、これより、議事に入らせていただきます。

なお、部会長が決定するまでの間、生活文化スポーツ部長の丸島が仮議長を務めさせていただきますと存じますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

○渡邊文化振興課長補佐　それでは部長、よろしく願いいたします。

○仮議長（丸島生活文化スポーツ部長）　それではご承認いただきましたので、部会長が決定するまで、仮議長として会議の進行を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、議題1の「部会長及び副部会長の選出について」に入らせていただきます。

まず、部会長の役割でございまして、本部会の議長を務めていただくとともに、部会の招集、議事録の承認等、部会を代表していただきます。

また、副部会長につきましては、部会長を補佐しまして、部会長に事故あるときは、その職務を代理していただくこととしております。

まず、部会長の選出を行いたいと思いますが、千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例第11条第4項に基づきまして、互選により選出したいと思います。どなたか、立候補、又は推薦される方はいらっしゃいますでしょうか。

○内山委員 この会長さんは、横山委員さんに会長をお願いしたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○仮議長（丸島生活文化スポーツ部長） 今、内山委員さんから横山委員さんに部会長ということでございますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（異議なし）

○仮議長（丸島生活文化スポーツ部長） よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、皆さん、横山委員さんでよろしいということでございますので、横山委員さん、恐縮ですが部会長席にご移動をお願いいたします。

それでは、部会長になられました横山委員さんから、一言ご挨拶をお願いいたします。

○横山部会長 前期に引き続きまして、部会長を務めさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

○仮議長（丸島生活文化スポーツ部長） ありがとうございます。

それでは、部会長が選出されましたので、以降の議事進行につきましては、横山部会長さんのほうでよろしくをお願いしたいと思います。

それではよろしくをお願いいたします。

○横山部会長 それでは、次第に従いまして、議事を進行してまいります。ご協力のほど、よろしく申し上げます。

次に、副部会長の選任を行いたいと思います。

こちら互選により選出することになっておりますけれども、どなたか、立候補、あるいは推薦される方はいらっしゃいますでしょうか。

○内山委員 会計等がありますので、小野寺委員さんをお願いしたいと思うんですけども。

○横山部会長 今、小野寺委員というご意見が出ましたけれども、皆さんからどうでしょう、特にご異論はないということでよろしいでしょうか。

（異議なし）

○横山部会長 では小野寺委員、いかがでしょうか。

○小野寺委員 お受けさせていただきます。

○横山部会長 はい。では小野寺委員を副部会長に決定してよいでしょうか。

（異議なし）

○横山部会長 ではよろしく申し上げます。一言ご挨拶いただきたいと思います。

○小野寺委員 小野寺でございます。2期目とっていいのかあれですけども、少し経験を積んだと思いますので、さらに会に貢献できるように頑張りたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○横山部会長 ありがとうございます。以上で議題1を終了いたします。

続きまして、議題2の「千葉市磯辺スポーツセンターの管理運営の基準等及び提案について」に入りたいと思いますが、議題2につきましては、千葉市情報公開条例第7条第3号及び第5号に定める不開示情報を取り扱うことから、ここからの会議は非公開といたします。

傍聴人の方はいらっしゃいませんね、このまま続けたいと思います。

では、議題に入ります。まず、事務局より形式的要件審査（第1次審査）の概要と、非

公募の場合の提案内容審査（第2次審査）の審議方法及び流れについて、ご説明をお願いします。

○渡邊文化振興課長補佐　それでは説明させていただきます。

初めに、形式的要件審査（第1次審査）の概要についてご説明いたします。

形式的要件審査とは、選定要項に定める申請資格の各要件を満たしているか、また、失格事由に該当するものでないかについて、申請者からの提出書類により審査するものです。

資料4-1「形式的要件審査（第1次審査）結果一覧」をご覧ください。

申請資格の各要件及び失格事由の具体的な内容についてご説明します。

表の左側が審査項目になっており、まず、申請資格として、上から、ア、法人その他の団体であるか。イ、市の入札参加資格に関し、指名停止が行われていないか。ウ、地方自治法施行令第167条の4の規定により、一般競争入札等への参加が制限されていないか。エ、千葉県税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないか。オ、千葉県税の特別徴収義務者にあつては、特別徴収を実施しているか。カ、申請用様式第4号「労働条件チェックリスト」に記載する労働関係法令の規定を遵守している者であるか。キ、申請年度又はその前年度に納入すべき障害者雇用納付金がある者にあつては、これらに滞納がないか。ク、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てが行われていないか。ケ、当該団体又はその役員が、千葉県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は第9条第1項に規定する暴力団密接関係者ではないか。以上9の項目が申請資格要件となります。

次に、失格事由としてですが、ア、提案書中の収支予算書において、選定要項に定める基準額を超える額の指定管理料の提案をした。イ、複数の提案書を提出した。ウ、選定評価委員会の委員に対して、本件提案について接触した事実が認められる。エ、提案書等に虚偽又は不正の記載がある。オ、選定要項に定める提出期限までに所定の書類を提出しなかった。カ、選定要項に定める書類以外の書類を提出した。

以上6項目が失格となる事由でございます。

これらの申請資格及び失格事由について審査した結果が表の右側になります。申請資格を満たしていれば「○」、そもそも該当とならない項目は「-」で記載することとなっております。また、失格事由については、該当がなければ「○」の記載をしてあります。

この形式的要件審査（第1次審査）を通過した者のみが、次にご説明します提案内容審査（第2次審査）へ進むことができることとなっております。

続きまして、非公募の場合の提案内容審査（第2次審査）の審議方法及び具体的な審議の流れについて、ご説明いたします。

まず、審議方法ですが、申請者から提出された提案書が、市で作成した選定要項及び管理運営の基準の内容に適合しているかどうかについて、委員の皆様にご意見をいただきたいと存じます。

次に、審議の流れについてですが、資料1の「第2回スポーツ部会進行表」をご覧ください。

進行表の「(2) 千葉県磯辺スポーツセンターの管理運営の基準等及び提案について」の下、施設所管課から説明とあります部分になりますが、まず、施設所管課から、①の非公募となった経緯及び管理運営の基準、選定要項並びに選定基準についての説明と、②の

形式的要件審査（第1次審査）結果及び③の審査表、資料4-5、先ほど資料の確認の際に机の上にお配りしていたA3のものになりますけれども、そちらのうち、事務局であらかじめ審査した項目についてご報告いたします。

続いて、団体の経営及び財務状況について、公認会計士である小野寺委員から、計算書類等に基づきご説明をお願いしたいと存じます。

財務状況等についてご説明いただいた後、申請者に入室していただき、申請者へのヒアリングを行います。

その際、最初に、申請者から、自己紹介を含め、提出した提案書について、10分以内で説明をしていただきます。

その後、20分間の質疑応答を行っていただきますので、申請者へご質問がある場合は、この時間にご発言をお願いいたします。なお、20分が経過しましたら、申請者には退室をしていただきます。

申請者の退室後、申請者から提出された提案書の内容が、選定基準に基づき、選定要項及び管理運営の基準の内容に適合したものであるか、あるいは不適合であるかについてご判断いただきます。

机の上にお配りしてありますA3の審査表をご覧ください。

審査表の評価欄に適合している場合は「○」、又は不適合の場合は「×」をつけていただきます。審査の項目及び審査の視点については、資料4-4選定基準の4ページからの部分をご参照いただければと思います。

皆様の記入が終わりましたら、一度事務局にて審査表を回収し、皆様の審査結果を集計いたします。集計の間、委員の皆様は休憩とさせていただきます。

その後、審査結果集計表をお配りいたしますので、その集計表とご自身の審査表をご確認いただき、委員のうち、1人でも「×」の評価をした項目がある場合、その項目について、選定評価委員会として「○」と判断するか、条件付きで「○」と判断するか、又は当該項目に係る提案の修正を求めるか、もしくは失格とするかをご協議いただき決定していただきます。ただし、審査項目のうちの「6 その他市長が定める基準」の各項目については、「×」の判定があっても失格とはしません。

また、半数以上の委員が「×」と判定した項目があった場合には、条件（附帯意見）付きで「○」と判断するか、又は当該審査項目に係る提案内容の修正を求めるか、もしくは申請者を失格とするか、のいずれかを決定していただき、最終的に委員会として指定管理予定候補者とするか否かの決定をしていただくこととなります。ただし、先ほどと同様に、「6 その他市長が定める基準」の各項目については、「×」の判定があっても失格とはしません。

なお、提案内容の修正を求めると決定した項目があった場合には、当該審査項目についてのみ修正させた上で、再度審査を行うこととなります。

以上を決定していただきましたら、提案書の内容に関して、よりよい管理運営とするために、ここはこうすべきであるなどといったご意見など、意見交換いただきまして、最終的に部会としての意見を取りまとめていただきたいと思いますと考えております。

なお、審査表及び集計表につきましては、審査終了後に回収させていただきますのでよろしくをお願いいたします。

説明は以上でございます。

○部会長 ありがとうございます。ただいまの事務局からのご説明について、委員の皆様から何かご質問等はないでしょうか。中身については、また後ほどご報告いただくということでもよろしいですね。形式などについてはですけども、よろしいですね。

(なし)

○部会長 それでは次に、施設所管課より、非公募となった経緯及び管理運営の基準等について、ご説明をお願いします。

○安藤スポーツ振興課長 スポーツ振興課でございます。それでは座って説明させていただきます。

それでは、千葉市磯辺スポーツセンターについて、始めに、次期指定管理者を非公募とした理由について、ご説明させていただきます。

公の施設の管理運営を行う者について、民間事業者等にも広く門戸を開放するため、本市では、候補者の選定において公募を原則とすることが、千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例第2条で定められております。ただし、同第2条第1号により、公募の方法によらないことが別に条例で定めるところにより明らかであるときは例外的に非公募とすることができる旨が定められております。

本施設につきましては、スポーツ施設設置管理条例の一部が平成28年第3回千葉市議会定例会で改正され、附則4として、千葉市磯辺スポーツセンターの指定管理者の選定の手続きについては、市長は、当該スポーツ施設の管理を適切かつ確実にを行うことができると認める法人等を、その申請により、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする定められたことによりまして、非公募とすることが可能となっております。

本市では、磯辺スポーツセンターと類似する市内のスポーツ施設等35施設について、均質なサービス提供が可能となり、公平・平等な運営が行われること等を理由といたしまして、一括管理を行っております。そこで、本施設につきましても、同じ指定管理者が包括的に管理運営を行うほうが合理的であることから、非公募による指定管理者の選定を行うことといたしました。指定管理予定候補者は、スポーツクラブN A S株式会社でございます。

非公募とした理由ですが、お手元に追加資料でお配りさせていただいておりますが、2点ございます。

1点目として、利用者のメリットでございます。

他のスポーツ施設とあわせて一括管理とすることで、均質なサービス提供が可能となり、利用者にとって公平・平等な運営が期待できるとともに、施設の管理運営の一体性を確保することで、大会等の利用調整が容易になることとございます。

2点目として、市及び指定管理者のメリットでございます。

一括管理にすることで、本部人員や施設管理における有資格者の流動的な配置・兼務、施設管理に必要な整備車両・機材の共用が可能となり、人件費、管理費の縮減が見込めることとございます。これは市が拠出する指定管理委託料の縮減にもつながってまいります。

現在、他のスポーツ施設の指定管理者であるスポーツクラブN A S株式会社は、前指定管理期間の5年間の総合評価において、管理能力、運営実績とも良好と評価されており、適切な運営が可能であることから、非公募で選定するものでございます。

続きまして、選定関係資料についてご説明いたします。

資料４－２「千葉市磯辺スポーツセンター指定管理予定候補者選定要項」の３ページをご覧ください。

「３ 選定の概要」です。

「（１）管理対象施設」は千葉市磯辺スポーツセンターでございます。

「（２）指定期間」は平成２９年４月１日から平成３３年３月３１日までの４年間でございます。

「（３）業務の内容」はご覧のとおりでございます。

「（４）選定の手順」は、申請者への選定要項等の交付を９月１６日に行いまして、提出書類を９月２６日に受け付けたところでございます。

本日の選定結果を受けまして、選定結果の通知を１１月７日に行った後、仮協定を締結し、平成２８年第４回定例会において指定の承認後、平成２９年１月に協定を締結する予定としております。

次に、「４ 管理対象施設の概要」です。

まず、「（１）設置目的等」ですが、条例で、体育・スポーツの振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与するため、スポーツ施設を設置するとしております。この設置目的を踏まえまして、本施設の目的・目指すべき方向性を示したビジョンは、「本施設における、スポーツレクリエーションを通じて、健康増進を図ること。」としております。さらに、このビジョンを実現するため、「快適なスポーツレクリエーションの場を提供すること」、「各種スポーツの普及、健康増進に関する契機となる事業を企画・実施すること」の二つをミッションとして設定いたしました。

次に、「（３）指定管理者制度導入に関する市の考え方」ですが、ここでは、本施設の管理運営において市が設定する成果指標、数値目標を下の表に示しております。

成果指標は、「①施設利用者数」、「②各種教室・講座の開設」としています。

数値目標は、施設利用者数が年間５万人以上、各種教室・講座の開設数が年間１７教室・講座以上としています。

以下、説明資料の１１ページまでは、省略させていただき、１１ページ下段の「９ 経理に関する事項」をご覧ください。

「（１）指定管理者の収入として見込まれるもの」のうち、「イ 指定管理料」ですが、指定管理料は、管理運営経費から利用料金収入を差し引いたものとしております。

１２ページ、上から２行目の、「指定管理料の基準額」ですが、当施設の指定期間全体の指定管理料の基準額は、４年間の総額で１億５９９万円でございます。提案書の評価は、この基準額の４年間の総額で行います。なお、この基準額には消費税及び地方消費税を含んでおります。

飛びまして、一番下段の「（５）利益の還元（剰余金の取扱い）について」をご覧ください。

１２ページから、指定管理者が管理業務や自主事業の実施により利益を上げた場合の市への利益の還元と、その算定方法について、次のページのほうまで記載してございます。

選定要項につきましては以上でございます。

続きまして、資料４－３「千葉市スポーツセンター管理運営の基準」をご覧ください

いと思います。

管理運営の基準につきましてはページ数も多くて、時間も限られておりますので、項目ごとに主な内容を説明させていただきます。

最初に、4ページをお願いいたします。

「1 施設概要」です。所在地は、千葉市美浜区磯辺1丁目50-1。開設は、平成29年2月予定とここには記載してございますが、4月予定の誤りでございますので、訂正のほうをよろしくをお願いいたします。2月予定と記載でございますが、これは4月になります。

敷地面積は21,969.34㎡。主な施設は、多目的グラウンド、体育館、管理棟でございます。

施設の特徴は、ご覧のとおりでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

「第3 施設運營業務」についてですが、「1 基本的事項」の「(1) 施設運營業務の基本方針」で、運営に当たり条例及び規則等に従い、合理的、効率的に業務を執行することについて、「(2) 施設運營業務の範囲」では、指定管理者が行う業務について記載してございます。「(3) 開場時間及び休場日」におきましては、具体的な時間を示してございます。

次のページに移りまして、「(4) 市民利用」では、市の事業、行事への協力について記載してございます。「(5) 利用料金制度の留意点」では、アとして利用料金の設定、イで利用料金の減免などについて、次のページのウで利用料金の徴収・管理、エで回数券・定期券の取扱い、さらに次のページに移りまして、オで次期指定期間に係る利用料金の取扱いについて、こちらのほうを記載してございます。

次に、「2の施設の運營業務」でございます。「(1) 広報・プロモーション業務」でございますが、インターネットのホームページの開設、更新や、施設案内リーフレットの作成配布などについて記載してございます。「(2) 施設の貸出業務」で、利用者の利便性、安全性に配慮するなどの基本要件や、貸出区分について記載してございます。

11ページに移りまして、「(3) 施設の利用受付業務」でございますが、優先利用や一般利用受付などについて記載してございます。

13ページに飛びまして、「(4) 使用許可業務」でございますが、使用の許可の取消し、使用制限などについて記載してございます。「(5) 接客業務」では、要望、苦情の対応や、ユニバーサルサービスなどについて記載してございます。(6)は「備品・付属設備等の貸出」について、「(7) 職員の配置」では、必要な職員配置や研修の実施などについて記載してございます。「(8) 情報公開、個人情報の保護及び秘密の保持」で、市条例などの遵守について記載してございます。「(9) 急病等への対応」におきましては、医療機関との適切な連携や市への報告などについて記載してございます。

15ページに移りまして、「(10) 災害時の対応」でございますが、対応マニュアルの作成や避難所関連業務などについて記載してございます。

次のページの「(11) 自主事業」でございますが、興行の企画や物販などについての記載がございました。

次に、18ページをお願いいたします。

「第4 施設維持管理業務」でございます。

「1 基本的事項」の「(1) 維持管理業務実施の基本方針」で、維持管理に当たっての方針を、「(2) 業務の対象範囲」で、施設の維持管理について指定管理者が行う業務を記載してございます。「(3) 用語の定義」で、維持管理に当たって使用する用語の定義について示しております。

19ページをお願いいたします。

「2、建築物維持管理業務」でございます。「(1) 業務の対象範囲」で、維持管理業務の対象範囲を示しており、「(2) 建築物維持管理の基準」で、建築物の点検に当たっての基準を示しております。

「3 建築設備維持管理業務」におきましては、「(1) 業務の対象範囲」、「(2) 建築設備維持管理の基準」を示してございます。

さらに次のページに移りまして、「(3) 維持管理専門員の配置」におきまして、建築設備維持管理業務の執行に当たり、必要な資格を有する維持管理専門員を適正に配置することを記載してございます。

続きまして、「4 車両・什器・備品・リース物件維持管理業務」でございます。

「(1) 業務の対象範囲」はご覧のとおりでございます。続きまして「(2) 什器等の維持管理の基準」、「(3) 車両等の管理の留意点」、「(4) 備品台帳」について、それぞれ記載してございます。

次に、22ページでございます。

「5 植栽維持管理業務」でございます。以降、同様に、「6 外構施設維持管理業務」、23ページに「7 清掃業務」、24ページに「8 環境衛生管理業務」、「9 保安警備業務」、それぞれ業務の対象範囲と業務の基準について記載してございます。

25ページをお願いいたします。

「10 その他特記維持管理業務」では、体育館・管理棟と、多目的グラウンドの施設別の維持管理業務について記載しております。

次に、27ページでございます。

「第5 経営管理業務」についてであります。

「1 指定期間前準備業務」で、指定期間前に行う具体的な業務について記載してございます。「2 事業資格・業務体制準備業務」で、指定管理者が業務を実施するために必要な官公署の免許、許認可、必要な有資格者等について示してございます。3は「事業計画書作成業務」、4は「各年度協定締結業務」、次のページに移りまして、5は「事業報告書作成業務」、6は「管理規程・マニュアル等の作成業務」、7は「事業評価（モニタリング）業務」で、利用者アンケートや自己評価の実施などについて、8は「関係機関等との連絡調整業務」、29ページに移りまして、9は「指定期間終了前後の引継業務」の内容について、それぞれ記載してございます。

次に、30ページでございます。

「第6 その他の重要事項」でございます。

「1 光熱水費等」で、電気、水道、ガス等の料金について。「2 駐車場」で、駐車場管理の注意点と留意事項について。「3 修繕」で、修繕の実施に関して市と指定管理者の分担について示してございます。

31ページでございます。

4は「保険等」、5は「再委託」、6は「記録の保管」、次のページ、7は「諸届け」について示してございます。最後に「8 その他」で、本書に記載のない状況、状態が発生した場合には、指定管理者は市と協議の上、適切に対応することを記載してございます。管理運営の基準につきましては以上でございます。

続きまして、選定基準について説明させていただきます。

資料4-4でございます。

審査項目、評価基準につきましては概ね、指定管理者制度の担当部署である業務改革推進課の作成した選定基準のひな形のとおりとなっておりますので、変更点のみ説明させていただきます。

それでは、4ページをお願いいたします。

「3 提案内容審査」、「(1) 審査方法」でございます。公募施設と審査項目は同様でございますが、非公募施設におきましては、採点を行いませんことから、評価を「○」「×」としております。

5ページに移りまして、ここから表が記載してございますが、5ページから8ページまでの表におきまして、その他、各審査項目における判定基準について記載してございますのでご覧いただきたいと思います。

ただし、8ページにあります「6 その他市長が定める基準」でございますが、こちらの基準につきましては、公募施設の場合には加点項目となっております、いずれの評価の場合でも失格の検討は行わないことから、今回の非公募施設におきましても、判定が不適となった場合でも失格の検討は行わないこととしております。

選定関係書類は以上でございます。

説明は以上です。

○部会長 ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、委員の皆様から何かご質問等ございますでしょうか。

○委員 ちょっと私から何点かお尋ねしたいんですけれども、4-3の関連で、ちょっと施設の内容に関してなんですけれども、多目的グラウンド、体育館、いずれも特にスポーツを限定しているわけでは、利用可能なスポーツを限定しているわけではないんですよね。はい、お願いします。

○スポーツ振興課 この多目的グラウンドにつきましては、種目は限定しておりません。ただし、使い方によって、一面が野球をやっている場合に、A面、B面がございまして、もう一面でサッカーというような使い方はなるべくしないような調整を行っていきます。

○委員 危険防止のために。

○スポーツ振興課 はい、危険の防止のために。

○委員 車椅子競技ってどうなんですか、体育館。

○スポーツ振興課 体育館の車椅子競技は利用できます。

○委員 できるということなんですね。

さらにごめんなさい、質問を続けますけれども、備品について、これから市が準備するような記載がありますけれども、例えばサッカーのゴールとかというのは、市が用意するのか、それとも指定管理者が用意するんでしょうかね。これからのことですか。お願いし

ます。

○安藤スポーツ振興課長 開設当初の備品につきましては、基本的には市のほうで全て準備させていただくということで考えております。

○委員 そうですか、わかりました。それは今後詰めていくということですか。

○安藤スポーツ振興課長 それ以降、グレードアップ、プラスアルファという部分につきましては、指定管理者の提案があれば要望したいと考えております。

○委員 あと指定管理者自身が用意するということもあり得る、と。

○安藤スポーツ振興課長 そういうことでございます。

○部会長 ありがとうございます。

すみません、ほかにございますでしょうか。お願いします。

○委員 この数値目標を年間5万人以上、それから教室、講座を年間17教室講座以上とありますけれども、これはどのように決められたのでしょうか。

○スポーツ振興課 お答えします。市内に類似する施設というものがございまして、こちらのほうと類似する施設として挙げたいと思いますが、市内にあるみつわ台体育館と、あと2面グラウンドを持ってあります稲毛海浜公園の野球場というのがございまして、こちらの人数と、プラスα、新しい施設ということでして、当初は恐らく、市内全体に周知されるまでは、少し猶予を見ないと、同じぐらいの水準の人数というのはちょっと厳しいだろうというところから、5年間で、トータルの人数ですけど、割り返して年間に5万人というのが妥当な線だろうというところで設定しております。

講座の数につきましては、みつわ台体育館のほうで行っております、現在開設しております講座の数と合わせております。

○部会長 よろしいでしょうか。ほかにご質問はございますでしょうか。

○委員 もう一つ。

○部会長 どうぞよろしく申し上げます。

○委員 指定管理料のほうですけども、これが基準額、1億599万円、4年間でということですが、これはどのような積算でされたのかということが一つと、あとはちょっと細かい話で、消費税の見積りが、4-2の例えば12ページのところに書いてあったと思うんですけど、29年の4月以降は10%としてと、経費のほうですね、業者のほうの経費は29年の4月から10%で見積もってくださいとある一方で、市のほうから払う指定管理料のほうは消費税はどういうふうを考えているのか。というのは、実際、これ10%に上がるときというのは、この後、変わっていると思うんです。実際は平成31年の10月から10%だと思うので、その差はどのように考えたらよいかということをお聞きしたい。

○スポーツ振興課 まず経費のほうなんですけれども、こちらも先ほどの数値目標と同じく、類似する施設にかかっている管理運営費、これをベースに計算をしております。そこから、グラウンドの広さの違いですとか、あるいは設備の違いによって、多少プラスマイナスが出るというところについては調整しているというところなんです。

あとは、シンクタンクの経済予測に基づきまして、経済成長率に応じた経費の伸びというものを勘案して経費をそこに出しているというところなんです。

あと、消費税のところに関してなんですけれども、こちら、当初提出する際に、市の中

でもどのようにするか、8%にするのか10%にするのかという議論がございまして、その中で業務改革推進課ですね、指定管理業務を統括しているところから、全て8%でまずは出してほしいというところの要望がありまして、ぎりぎりになって、実はこれは8%に変更になっているんです。なので、こちらの記載のほうがちよっと古いまま、10%になっているんですけれども、指定管理者から出ている経費については、全て8%で計算しておりまして、消費税が上がった段階で、その差額が出た部分について調整をするという形になっております。

○委員 調整するんですね。

○スポーツ振興課 はい。

○部会長 はい、わかりました。よろしいでしょうか。

○委員 はい。

○部会長 ほかにご質問はございますでしょうか。

(なし)

○部会長 特によろしければ、続けて、形式的要件審査（第1次審査）結果報告及び提案内容審査（第2次審査）において、事務局であらかじめ審査した項目について、ご説明をお願いします。

○安藤スポーツ振興課長 それでは、まず形式的要件審査結果についてご報告させていただきます。

資料4-1の、千葉市磯辺スポーツセンター形式的要件審査（第1次審査）結果一覧のほうをご覧くださいと思います。

ご覧のとおり、スポーツクラブNAS株式会社は、申請資格アからケまでの9項目の各要件を満たしております。また、失格事由のアからカまでの6項目いずれにも該当しないことを確認しております。

続きまして、提案内容審査における審査項目のうち、提出書類の内容を基に、事務局においてあらかじめ審査した項目について、ご報告させていただきます。

A3の資料でございます。「千葉市磯辺スポーツセンター指定管理予定候補者選定審査表（第2次審査表）」をご覧くださいと思います。

まず、大項目の「2 施設の管理を安定して行う能力を有すること」の「(1) 同種の施設の管理実績」でございます。スポーツクラブNAS株式会社は、平成23年度から千葉市高洲市民プールほか35施設の指定管理の共同事業体の構成員となっているほか、東京都豊島区、兵庫県芦屋市などで体育館・プール等、公のスポーツ施設の管理実績がありますので「○」といたしました。

次に、「大項目6 その他市長が定める基準」の「(2) 市内雇用への配慮」ですが、提案書では、施設従事者に占める市内在住者の割合が100%でございました。選定基準の、市内在住者が2割以上は評価は「○」とするに該当いたしますので、こちらは「○」でございます。

最後に、「(3) 障害者雇用の確保」でございます。選定基準では、法定雇用率を達成していない場合は評価は「×」となります。法定雇用率につきましては、現在2%でございますが、スポーツクラブNAS株式会社の実雇用率は1.84%であることから「×」に該当いたします。なお、本施設では障害者1名を雇用する予定と聞いております。

形式的要件審査及び提案内容審査の結果は以上でございます。

○部会長　ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、何か質問はございますでしょうか。

○委員　ちょっと私のほうからまた質問させていただきますけれども、今回、4-3で「×」がついている箇所がある、ここが審議のテーマになると思いますけれども、これに関して、「×」だということをあらかじめこの候補者にはお伝えしているんですかね。といいますのは、後でちょっと質問しようかなとも思っておるんですけども。

○安藤スポーツ振興課長　伝えておりません。

○委員　「×」という結果は伝えていない、ただし雇用率が実数として1.8という数字で、満たない状態だというのは認識しているはずだということですね。

○安藤スポーツ振興課長　法定雇用率2%に満たない状況だというのは認識しております、その分、納付金というものを支払っておりますので、事業者としては、その辺の達していないということは認識を十分していると。

○委員　しているということですね。ごめんなさい、最も伺いたいことを申し上げますと、第2回スポーツ部会と、今、ご覧いただいた資料ですかね、この一番後ろの⑩と書いてある申請書類ですね、ここに障害者雇用状況報告書がついていまして、1.84%は満たないんですけども、内訳として、重度身体障害者を雇用している、あるいは重度知的障害者を雇用している、精神障害者も雇用していると書いてあるんですけども、その内訳を知りたいなと思っているんです。市のほうではここは把握されていますか。聞きたいのは、どういう状態の障害なのかということと、どういう仕事に従事しているのかということ。ご存じであれば。

○安藤スポーツ振興課長　市のほうではその辺のところまでは、具体的などころまでは把握しておりません。

○委員　把握していない、わかりました。じゃあ候補者に聞くしかないということで、わかりました。

○部会長　他にご質問はございますでしょうか。ここは審議の対象になると思いますので、改めてまた聞きたいと思います。

(なし)

○部会長　よろしいでしょうか。では、申請者であるスポーツクラブNAS株式会社のヒアリングを行いたいと思いますが、その前に、審査表の2の「(2)団体の経営及び財務状況」について、公認会計士でいらっしゃる小野寺委員より、計算書類等を基にご説明いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○委員　したがいまして、当社の事業の継続性とか倒産、あるいは撤退のリスクは極めて低いものだと考えます。

以上になります。

(※財務状況等に関する意見交換の経過については、千葉市情報公開条例第7条第3号に該当する情報(法人等情報)が含まれているため、表示していません。)

○部会長　よろしいでしょうか。

では、これからスポーツクラブNAS株式会社のヒアリングを行いたいと思います。スポーツクラブNAS株式会社を入室させてください。お願ひします。

(スポーツクラブN A S株式会社 入室)

○部会長 お待たせいたしました。それではこれから10分以内で、本日のご出席者のご紹介と、提案書についてご説明をお願いします。説明が終わりましたら、私ども委員から質問させていただきますので、お答えください。

では座ったままで結構ですので、よろしくお願いします。

○スポーツクラブN A S株式会社 では、早速始めたいと思います。スポーツクラブN A S株式会社でございます。よろしくお願いします。

本日は、千葉市磯辺スポーツセンターの指定管理の応募に当たり、ヒアリングのご指名をいただき、誠にありがとうございます。

今日の弊社のメンバーを紹介したいと思います。

まず、当社取締役総務統括部長でございます。

○スポーツクラブN A S株式会社 よろしくお願いします。

○スポーツクラブN A S株式会社 それから、千葉市スポーツ施設指定管理の責任者でございます、総支配人でございます。

○スポーツクラブN A S株式会社 よろしくお願いします。

○スポーツクラブN A S株式会社 同じく、千葉市スポーツ施設指定管理のブロック長でございます。

○スポーツクラブN A S株式会社 よろしくお願いします。

○スポーツクラブN A S株式会社 私、執行役員でございます。よろしくお願いします。

それでは早速ですが、提案書の中身のご説明をさせていただきたいと思います。総支配人、お願いします。

○スポーツクラブN A S株式会社 では、提案書のほうの内容について、私のほうから説明をさせていただきます。

まず、ちょっと重複しますが、このようなチャンスをいただき、誠に今回はありがとうございます。今回、磯辺スポーツセンターということで、現にこの4月から千葉市スポーツ施設のほう、選定をいただいて、指定管理のほう、厳密に言いますと2期目突入して半年が過ぎてやらせていただいております。

磯辺のスポーツセンターに関しましては、来年の4月開業ということで、契約とか、そういう例えば経理の部分とか、そういう部分に関しては別の契約ということで、今回、こういう選定ということでお伺いしておりますが、基本的には、この4月からスタートさせていただいております、千葉市スポーツ施設の指定管理の1施設として加えさせていただいて、もちろん、本部のバックアップ機能とか、あと安全対策とか、維持管理とか、そういうものに関しては、千葉市スポーツ施設の提案にのっとった、現行行わせていただいている中に含んだ形で実施をさせていただきたいと、それは考えております。

ご提示させていただいた提案書に関しましても、昨年同時期にご提出をさせていただいた、千葉市スポーツ施設の提案書の部分の、基本的な指定管理を受けるに当たっての考え方とか、先ほどちょっと重複しますが安全体制とか、そういうものに関しては同様の提案となっております。それだけ先に申し上げておきます。

今回、磯辺スポーツセンターということで、何回か現地のほうも見させていただいて、

過去の、平成24年ぐらいから、高洲・高浜・磯辺地区ということで、再開発ということで住民の説明からそういう検討をしているという、それも一通りちょっと目を通させていただいて、磯辺第二中学校の跡地ですか、そこをスポーツ施設ということで、あそこら辺の地域の方たちの集う場所として、来年の4月から開業という形で、そこら辺のいきさつも加味した上での提案書を作らせていただいたんですが、元がそういう中学校というか学校になりますので、たくさんの卒業生の方、ちょうど私どもの今、職員の中にも、その卒業生であり、お子さんが通っていたという職員の方がたくさんおられるんですが、そこがスポーツセンターに変わるということで、ある意味思い出の場所になりますので、期待感というのもたくさんあると思っております。その期待に反しないように運営を考えていきたいと思っております。

具体的に、先ほども申し上げたように、基本となる部分に関しては、今現在行わせていただいている千葉市スポーツ施設のほうの考え方なり、そこに関しては同一なんですけど、磯辺スポーツセンターに関しての特筆する利用促進ですね。

ちょっとまた千葉市スポーツ施設のお話になってしまいますが、ちょうど高洲のスポーツセンターですね、もう名前が決まりましたので、高洲スポーツセンターのほうで、本来であればこの10月に開業予定ということで、前回の募集要項ではいただいていたんですが、いろいろな事情がありまして、ちょうど来年の4月ですか、このちょうど磯辺のスポーツセンターと高洲のほうのスポーツセンターが同時のオープンになります。我々、2期目になってそんな大きなことは言えないんですが、今回の磯辺が再開発になりますが、一応新店の施設ということで、今回、もしも選定を受ければお受けさせていただけるということで、それ以外はどこらかという前指定管理者さんから継続とか、高洲に関してもたくさんのお客様がついていて、隣に引っ越しという形になりますので、新しいものを手がけさせていただくという、個人的に、申し訳ないんですが、とてもわくわくしている部分があって、色々なことができるんじゃないかなというのも考えております。

それで、今の高洲と同じように、来年の4月の開業に向けて、まずは高洲に関しては現にお客様がおられますので、まずは1年目、できたら開業前ですね、4月1日からの指定管理という形になるんですが、幸か不幸か、今、千葉市のスポーツ施設をやらせていただいていますので、早い段階から千葉市さんの許可を得て、磯辺スポーツセンターの広報活動を、開始します。このような施設になりますというのを、早い段階から告知ができればとそれは考えております。

29年度、来年度に関しては、まず、認知度を上げるという部分がメインになってくるかと思っておりますので、認知度を上げて、どのようなお客様が集まってくるか、どのようなご利用をされるのかというのを、1年目は見る年ではないかと考えております。

ただし、単独だけではなくて、隣接する施設として、今言いました高洲市民プール、高洲スポーツセンターですか、そちらもございますし、ちょっと形態は変わるんですが、稲毛海浜公園プールのスポーツ施設、あと高浜庭球場ですか、で、私どもの管理ではないんですが、真砂コミュニティセンターという、あそこの地域だけでもたくさんのそういうスポーツ施設がありますので、うまくそこら辺とバランスをとって、情報を共有しながら、例えば体育館であれば同じ日に、どこかに行けば卓球ができるとか、どこかに行けばバスケットができるとか、そういう形でうまく開業して1年を迎えられればいいのかと考え

ております。

今、すらすらと申し上げたところが、様式16号の27ページから大体具体的な方策ということで書かせていただいております。

ちょっと早口で申し訳ないんですが、そこの中の28ページ以降に、各年度の、今申し上げました、初年度に関しましては認知度を上げて、決して企業としては、言い方が悪いんですが、様子を見させていただいて、お客様がどういう利用をするか、それを見て翌年度から飛躍的に上げていくような形をとれればと考えております。

それが28ページ以降に各年度のこのような取り組みをしていきたいですということで書かせていただいております。

続きましては、その次のページの30ページのところに、各年度における成果目標ですね、そちらのほうをそちらのほうに記させていただいております。

千葉市様のほうの出された目標の数字ですね、それに関しては、開業後、3年目ですか、平成31年に、一つの目標となる5万人、教室数18教室をクリアできるようにやっていきたいと考えております。

ここら辺の、収支のほうのご説明にもなってしまうんですが、いわゆる新規店になりますので、利用人数とか利用料金、経費的なものに関しては、やはり今、やらせていただいております千葉市スポーツ施設で類似するスポーツの施設ですか、そちらのほう、あと周りの生活環境というのももちろんございますので、そこら辺を加味した上で計画を立てさせていただいております。

収支の部分に関しては、やはりどうしても、先ほどから申し上げたように新規店ということになりますので、今までのものであれば、前からある、例えば備品があったりとか、いろいろなものがそろった上で、私どもが引き続きやらせていただくという形だったんですが、今回は、もちろん千葉市様のほうで揃えていただける備品というのももちろんございますが、それ以外に、この規模のこういう施設であればこういう管理の必要なものがあるのではないかとということで、ちょっと初年度に関しては、他の年度に比べて、経費の部分、支出の部分に関しては、ちょっと膨らんでいるような形になります。

そこら辺の具体的なご説明に関しても、一応37ページの上に、平成29年度、初年度に関しては、ちょっとこの部分が実質膨らんで、30年度以降はこの金額でやらせていただきますということで、計画をそちらのほうに乗せさせていただいております。

下に、4年間の収支見込みということで、ちょっと初年度は余りにも本当によくないんですが、ちょっと「▲」、黒で書かせていただいているんですが、自主事業を開催するに当たって、やはり自主事業開催のための備品等も初年度に揃えていかなくてはならないと思いますので、その部分で、特にレンタル品の用品ですね、そちらの部分の経費で、初年度に関してはちょっと「▲」が立っておりますが、翌年度以降は利益が出るような形で考えていきたいと思っております。

○部会長 10分ですので、もうまとめていただいて。

○スポーツクラブNAS株式会社 はい。指定管理料の縮減に関しましてはそちらに書かせていただいて、初年度はちょっとかかるんですが、上限額に対して110万6千円の減額という形で、指定管理のほうもご提案させていただいております。

還元については、申し訳ございません、今回は追加の還元という形では提案させていた

だいておりませんので、それだけ最後に、申し訳ないのですが、報告とさせていただきます。

○部会長 はい、すみません、ちょっと時間切れとなってしまうまして。次に質疑応答に移りたいと思いますけれども、委員のほうから、何かご質問、ご意見、ございますでしょうか。

○委員 じゃあすみません、私から伺ってよろしいでしょうか。まず、提案書ではなくて、指定申請書類のほうで、あらかじめ出していただいて、私どものこれでは⑩となっておりますが、「障害者雇用状況報告書」というのをご提出いただいていたと思います。ご覧いただけますでしょうか。これで全体的に、ごめんなさい、話を進めちゃいますけど、御社全体だと思えますけれども、重度身体障害者を雇用されている、重度知的障害者を雇用されている、さらに精神障害者を雇用されているようなんですけれども、差し支えない範囲で、もしここで即答できれば結構なんですけど、どういう障害を負った方を雇用しているのか、それでどういう仕事に従事していただいているのかということ、ちょっと簡単に、わかれば教えてください。いきなりの質問なので。

○スポーツクラブNAS株式会社 NAS全体のほうで申し上げますと、今、一人は本社のほうにいる、採用しているスタッフの子は、耳が聞こえない方で、これは今、総務の関係、直接私の部下に当たりますけど、総務の関係で、事務書類ですとかいろいろな作業的のところを週4日勤務してやっています。

○委員 それは重度身体ということですね。

○スポーツクラブNAS株式会社 そうですね。それからあと、今ご指摘の部分の方では、我々のスポーツクラブのほうのタオル関係の、いわゆるリネン関係がありまして、これを1か所、工場を直営で持っています、そちらのほうで洗濯をして乾燥して、畳みをして、スポーツクラブ各店舗に戻しているんですけれども、その畳みですとか洗いというところの作業のほうに従事してもらっている方が何名かいらっしゃる。

○委員 それは身体障害、知的障害。

○スポーツクラブNAS株式会社 知的の方もいらっしゃいます。

○委員 あと精神障害というのもあるんですけれども。

○スポーツクラブNAS株式会社 あとのほうは、申し訳ない、今、千葉の指定管理のほうに皆さんおられます。知的障害の方もおられますし、精神の方もおられますし、身体の方もおられます。この4月を機に、やはりそれも、すみません、千葉市スポーツ施設のお話になっているので、これを機に、耳の聞こえない方がおられるんですが、その方は弊社の契約社員として、この4月からもう従事していただいております。それぞれ。

○委員 何をされていますか。従事していただいている仕事内容。

○スポーツクラブNAS株式会社 一応、パソコンもちろんやっておられますし、外部の作業ですね、例えば剪定作業だとか、グラウンドの線を引いたりとか、そういう整備から何から、働いていただいております。あと、知的障害の方に関しては、電話の対応もできる方なので電話をとっていただいて、基本的には表でのそういう施設の整備ですね、そちらのほうに従事していただいているのが多いですね。

○委員 ありがとうございます。さらに本件施設で一人採用予定とありますけれども、どういう仕事に従事されるのでしょうか。

○スポーツクラブN A S株式会社　一応やはりグラウンドがございますので、体育館は もちろん卓球台のセティングとかそういうのもあるんですが、そういうグラウンド整備とか、あと芝生の部分もあるということなので、いわゆるそういう整備部分に関してのお願いができればと思っております。

今まで、一応ちょっと支援者の方なり、こちらの千葉市さんの障害者自立支援課さんのほう、あと学校関係からも、千葉市さんのほうの支援学校さんとか、そちらのほうからもご就職いただいているんですが、特別、この障害の方というのは、今回、磯辺のほうでは限定はとってないんですが、ただ、仕事の的には表の仕事をお願いできればと考えております。

○委員　今後のことなんですけれども、法定雇用率に関わらず、積極的に採用していただくという風に考えてよろしいでしょうか。

○スポーツクラブN A S株式会社　実は先だって、千葉大の附属の特別支援が、もうこれで3年目なんですけど、1学年、皆さんで来ていただいて、10日ほどですか、やっていただいたりとか、そういう実習から、引き続き施設に慣れていただいて就職とかそういうものをお考えいただければということでやっておりますので、今は正直、来る者は拒まずではないですけど、ただ、最終的には支援者の方とご家族と弊社のほうでお話をさせていただいて、こういう仕事であればということで。現に2名の方、精神障害の方なんですけど、過去に雇い入れた方は1年少しでやはりちょっともたなくなってお辞めいただいたという部分があるんですが、ご自分からお辞めになった方がお一人いてですね。

○委員　参考までに、障害者スポーツの普及に関して、御社としてどう考えているか。

○スポーツクラブN A S株式会社　そうですね、パラリンピックなども含めて、非常に東京オリンピックに向けても気運が高まっていますので、積極的にそういったジャンルにも取り組みたいと思っていますし、公共の施設であるからこそ、そういった部分での貢献の仕方というものがやはりあると思いますので、そういった姿勢では取り組みたいと思っています。

○委員　ありがとうございます。

○スポーツクラブN A S株式会社　前の時も申し上げたんですが、一応、障害者スポーツ初心者指導者として、いろいろな大会に、今、補助とか大会役員として参加させていただいているんですが、やはり、どうしても会場となるのが、ポートアリーナさんでも1回やりましたし、うちの千葉公園でも精神の方のバレーボールの補助をしたり、どうしても千葉県の天台のほうでの開催が多いので、まだまだちょっと千葉市さんの施設での開催がやはり少ないかなと、今、特にうちの施設の部分ですか。各役員の方には積極的にちょっと使ってくださいということで今は申し上げているんですが、新高洲のスポーツセンターにおいては、できたらボッチャのほう、今、やはり練習会場で悩んでいるところがおられるので、そこの方をご紹介いただいて、練習で使っていただければと、それは今、考えているところです。

○部会長　はい、ありがとうございます。

ほかにご質問、ございますか。

○委員　私もこの障害者スポーツ、千葉市が力を入れているのが障害者スポーツと、あとトップアスリートとの交流というのがここに2点あるんですけど、先ほど、ここは車椅

子も使用できる体育館だということですので。

○スポーツクラブNAS株式会社　ちょっとどのような今設計になっているかがちょっとまだわからないんですが、ただ、もちろんそういうような形で作っていただくとおもうんですけども、体育館のほうではご利用は可能です。

○委員　そうですね、車椅子で使うと、こういう県の施設なんか断られるというか、そういうところが多いようですので、ここはぜひ、車椅子を使ったスポーツをしてもらいたいと思います。

○スポーツクラブNAS株式会社　基本的に今、全ての体育館で対応が、ただ、高洲とかやっぱりどうしても階段を上がっていただくとかそういうところに関しては見ていただいて、ご了承をとった上でのご利用という形をとっていただいているんですが。

○委員　結構あそこ、現場の人、何か段差があるような感じがしましたが、グラウンドから降りるときに。

○スポーツクラブNAS株式会社　あれはまだ、これから、ちょっとわからないですけど、スロープを作ったり。

○スポーツクラブNAS株式会社　その辺のバリアフリー化を、やっぱりお互いに協力して、させていただいたほうがよろしいかと思います。

○委員　そういうところをお願いしたい。

それと、あとトップアスリートとの交流というのは、これから、来年の4月オープンということですので、具体的ではないんでしょうけれども、ぜひそれも積極的に。

○スポーツクラブNAS株式会社　はい。

○委員　それともう一つ、予約キャンセルを減少させるルールを確立するということがあったんですけども、これは具体的にどのようなことを。

○スポーツクラブNAS株式会社　今ちょうど、この4月から新しいシステムになりました、それまでは実は私どもの指定管理のほうでのシステムでやらせていただいていたんですが、その中では、例えば無断のキャンセルがあったりとか、そのときにはペナルティーをちょっとつけさせていただいて、お客様にご連絡をとって、そこでこれこれこういう理由で次回からはご注意くださいということでしたんですが、今のシステムに関しては、そういう部分がありませんので、近々に同じような形でできればと思っているんですが、申し込みやすく、キャンセルしやすいシステムになってしまっていますので、やはり、余り良くないんですが、そういう無断のキャンセルとかそういう方に関しては、1回ペナルティーという形でご連絡を直接、口頭ベースでご説明できて、自粛していただければという、そういう部分です。だから1回利用を止めてしまうという形なんです。

○部会長　了解しました。

委員、どうぞ。

○委員　NASさんは、もう5年、6年も千葉市のスポーツ施設はもう前から経験されているから、千葉市は、この磯辺のスポーツセンター、約5万人の最初から目標を立てておられますけれども、このご案内だと、最初は4万2,000人ですか、その次は4万7,000人と、ちょっと低めに抑えてありますけど、最初は模索しているというようなご答弁でやっぱり言われておりますけれども、経験されて、初めてやられるなら、なるほど、そうかなと思うんですけど、今まで5年も同様な施設をやられておりますから、そのとこ

ろ、どうしてこう低めにされたのかなと。

○スポーツクラブNAS株式会社 体育館に関してはそれなりの稼働が上がってくると思いますので、それは低めでは実はないんです。体育館に関しては、ある程度高洲とか近隣の同等と同じような、この29年度の目標で立てさせていただいているんですが、ちょっと多目的グラウンドですか、そちらに関しては、正直、例えば大人の方の野球がご利用いただけないとか、ソフトボールだけで、子どもであれば野球が利用できたりとか、あとは、いわゆる校庭をそのまま野球場にするということで、これはいい部分もあると思うんですが、ほかの野球場であれば、ちゃんとマウンドがあって芝生があってというところですので、そこら辺をご利用の方がどう取られるのかという、その地区でソフトボールが盛んということはお伺いしているんですが、それがどこまで数字的に出るかどうかというのはちょっと分からない部分があって、多目的グラウンドに関してはちょっと低く設定をさせていただいています。この場を借りて申し上げさせていただければ、本来であれば、高齢者が大変多い地区と聞いておりますので、先ほど言った、卒業の方たちが戻っていただく意味から、できたらまた個人利用を最初の段階から入れていただければとは思ったんですが、それはちょっと条例上でのあれで難しかったのであれなんですけど、やはりどうしても団体で利用となりますので、近隣におられる方が個人で例えば来て、今はキャッチボール一つするところもないし、あと、例えば障害者スポーツの中でフリスビーの競技とか、どうしても、高齢者であれ、障害者であれ、インドアでのスポーツが今、どうしてもメインになっている、表でできるところが大変少ないと思いますので、そういう個人利用が、もし入れられればもう少し数字を膨らませたのかなと思っているんですが。

○委員 はい、わかりました。そういうことでございましたら。

○スポーツクラブNAS株式会社 ちょっといろいろ申し上げて、言ってしまいました。

○委員 はい。NASさんは経験者ですから、なるべく、こう利用者が膨らむように努力していただきたいなと思います。

○委員 積極的をお願いしたい。

○スポーツクラブNAS株式会社 わかりました。

○部会長 はい、どうぞ。

○委員 今のところ、私もお伺いしたかったですけれども、ちょっと1年目はやむを得ないかなという気もするんですが、やっぱり目標に達成する年度がもう1年早くてもいいのではないかなというのが正直に思ったところです。

それから、外での個人利用云々というところですけども、その個にあるニーズをグループ化するということの仕掛けをぜひお願いしたいなと、ちょっと要望になってしましますが、とは思います。

それから、先ほどのキャンセルの話もなんですけど、そのキャンセルになったら結果空いてしまうというのはわかるので、それを防止するためにちょっとペナルティーをかけるというのもわかるんですけど、ペナルティーにならないように、じゃあしょうがないから何人かでも使うかとしてしまうのでは、本来、スポーツ振興的には、全然前向きではないので、キャンセルになるような事情が発生したときに、早目に次のニーズに変えていくという、そういう仕組みをぜひお願いしたいなと思います。要望みたいになってしまっ

みません。

○委員　　ちょっとすみません、関連して質問させてください。

先ほど、どこかの施設で何かができるというお話をされていたと思うんですけど、それは情報共有ということで、多分話は一緒だと思うんです。具体的にその情報共有の方策として何かお考えがあるのか。

○スポーツクラブNAS株式会社　先ほど申し上げたように、例えば体育館の例でとってしまえば、今、高洲と真砂のコミュニティが近くにあって、同じように、例えば卓球とかそういう個人利用ですね。個人利用の日程が例えば被ってしまうとか、そういう人たちは、バドミントンはその日どこでできるのか、バスケットはどうするのかということで、それはそれぞれのところで被らないような形で、現に宮野木と花島とか近隣する今うちの施設では、そういう形で使える種目が近隣でダブらないように、もちろんご案内をそういう形で、今日は卓球であればこちらでご利用いただけますということで、その誘導もさせていただいておりますが。

○委員　　基本的には情報提供するということですね、断るんじゃなくて。

○スポーツクラブNAS株式会社　そうですね、はい。既にちょっと真砂の館長様には、ちょっと高洲のほうの、そろそろ個人利用のそういう認定とかも考えていかななくてはいけないので、一回ご挨拶をしていただいて、そういう形でできればという。

○委員　　別管理者とも協働してということ。

○スポーツクラブNAS株式会社　そうですね。真砂だけがちょっと別の管理になりますので。

○スポーツクラブNAS株式会社　今ちょうど、館長会議でも、スポーツセンターのですね、その利用規程についてはいろいろ仕組みを考えていまして、新しくスタートする予約システムのほうにどんなふうにするかという話も、常々今、打ち合わせをしながら、いろいろ要望をまとめていっております。ですから、一人でも多くの方たちに効率よく使っていただくための何か仕組みづくりというのは、もう今、おっしゃるとおり考えていきたいと思っております。

それから、もう一つ、この前館長会議で私がお話ししたんですけど、ルール違反ではないんですね、その方たちは皆さん。でも、もう我先にといい感じで予約されるもので、もうそれで予約を取れなくなっている方たちも現にいらっちゃって、ですから、市の全体のそういう部分のいいマナーづくりといいますか、そういったものも啓蒙していかなくちゃいけないなど。たくさん施設を我々はやっていますから、そういったところを少しでも働きかけて、全体がよくなるようにちょっと仕向けていきたいと思っております。

○スポーツクラブNAS株式会社　一応、今、キャンセルに関しては、それもちょっと前のシステムのもので、大変失礼なんですけど、前のシステムで言えばこの空きましたよと一斉に当日キャンセルが入ったんでいかがですかと、あとこれは公平性にちょっと欠けるかもしれないんですけど、例えばこのチームに声をかければ手ぐすね引いて待っているという、そういうチームもごございますので、千葉公園であれば千葉大のバスケットのサークルさんに、今日ちょっとキャンセルが出たけど空いてるから使わないかと連絡をさせていただいて、なるべく空きが出ないような形でそこに関してはやらせていただいているんですけど、まだまだ不十分な部分ももちろんございますので、はい。

○部会長　ありがとうございます。ほかにご質問は、どうぞ。

○委員　全体的な話なんですけど、御社、スポーツ施設、総合スポーツ施設を運営されていますけど、それとこういった指定管理事業、相反するような面もあるような気がするんですけども、今後どのようなお考えなのかと、あと今後増やしていくおつもりなのかとか、そういったところをちょっとお聞かせ願えますか。

○部会長　営利企業としてのスポーツクラブの運営と公共事業と、どう両立させるのかという、そういうことですか。

○スポーツクラブNAS株式会社　相反するということと捉えていただいているんですけども、我々からすると相反するとは思ってなくて、民間のスポーツクラブの施設ということも、今、ご多分に漏れず大分二極化をしてきておりまして、ライザップさん、名前出していいかわかりませんが、ああいう形で個人の方が個人のトレーナーをハイヤーをしてやっていくということはここ本当数年で飛躍的に一般化してきているので、そうなってくると料金的にはかかってくるので、そういったいわゆる高いサービスを高いレベルで提供するというものももちろん一つありますし、それから、我々の民間のスポーツクラブのように、一般的な価格でやっていただくという施設もあります。それから、今やらせていただいている千葉の指定管理の施設のように、よりもう少し広く、もっともっとハードルが低いところで、お子さんからご年配の方までやっていただく施設についても、それは行政の力をお借りしながら、我々の持っているノウハウで出せるものを出してやっていくということで、スタッフのほうも、我々も長く事業をやっていくと、もちろん雇いを安定させていくということもありますし、親会社のほうもそうなんですけど。60歳の定年というのは、多分間もなく我々の会社もなくなってしまうので、そういった中で、多様化してくるスタッフを有効に生かしながら、いわゆる我々がいろいろなところでサービス、いわゆる社会の役に立っていくところのエリアを広げていくという中でいろんなことをやっていければというふうにはもちろん思っておりますので、そういう中でいくと、相反するというよりは、色んな場面と色んな対象の方に対して、我々のノウハウを出していくということで、逆にまた、そういう一般の方より行政でやらせていただいたことの中から出てきたノウハウを民間のほうに生かすということもあるでしょうし、我々のスポーツクラブのほうで来ている方々を、もう少し何か、我々の民間のスポーツクラブの中では消化し切れない、例えば球技なんか、例えば野球ですとかソフトボールなんていうことは、今、我々の施設の中では持ち切れないですし、できないので、逆にそういったところなんかでも何か今、現状は具体的にはないですけど、そういう方々がそういうところに行っていただくような橋渡しができるようなこともなきにしもあらずだと思っておりますので、そういう意味でいくと、まだまだ我々自身が施設を作って運営していく施設も増やしていきたいと思っておりますし、各行政の団体の方からご委託を受けてやる指定管理者の施設の運営ということに対しても積極的にやっていきたいというふうには思っています。

○委員　指定管理者の業務、千葉だと一応5年、今回は4年ですけども、必ずしも企業にとっては長くないと思うんです。10年ぐらいだったら色々、お金と人員を投入して色々できると。そういう意味で、事業をする上ではリスクもありますし、必ずしも取れるわけじゃないですから。

○スポーツクラブN A S株式会社　それは逆に言うと、民間のスポーツクラブも長いスパンでももちろん運営していますけど、決してずっと長い間1店舗の店が、端から見ていて楽そうでいいよねと思われるほどは良くないものですから、そこは同じような形で、それぞれの事業体の運営の仕方によって違うリスクもあるし、逆に違ういい面もあるので、そこはやっぱり我々民間の企業としても先を見据えた、先見性を持っていろんな形で運営をしていくということで考えると、それほど、もちろん5年をもっと長くやれば、それはもっと我々としては安定してやりやすい部分ももちろんありますけど、そんなには、これで1年と言われるとちょっとあれかもしれませんけど、5年という期間であれば、我々としては民間企業で中期の計画というと大体5年ぐらいでは考えていますので、そんなに極端に短いというふうにはとらえていないです。

○スポーツクラブN A S株式会社　指定管理が始まって以来、我々も豊島区あたりからスタートしているんですけど、5年という設定がなぜ出てきたのかというのは逆に疑問な点もあります。割と5年、10年やる中でいろんなノウハウが蓄積されて、いい結果を生み出すというのは事業の一つの形でもあろうかと思えますので、逆に、色んなところの指定管理では、我々、グループの中でも一つあるんですが、20年とかそういう形を逆提案して指定管理に入っているところもあります。考え方かなと思えますけれども。その辺の5年というくりは、ちょっと疑問は今でも持っているんですけども。

○委員　今日この場で話すあれではないですけど、長いほうがお互いにいいのかなと思ったんです。

○スポーツクラブN A S株式会社　そうですね。

○スポーツクラブN A S株式会社　私も長くいわゆるスポーツクラブの支配人、責任者と色々ところでやらせていただいて、もちろん新店も閉店もやらせていただいたんですけど、ちょっと役員を前にしてあれなんですけど、皆さんいい顔されてご利用されていると思いますけどね。やっぱりスポーツクラブの方はもちろんそういう方もおられるんですけど、何か切迫して何かやられているという方もおられますけど、ここに各施設に来られている方たちは、ちょっと抽象的なあれで申し訳ないですけど、私がやっぱりそういうこういう業界でずっとやらせていただいている中では、お子さんも含めていい顔をされて、皆さん余りギスギスしないで使われているかなと。だからちょっとあまりトレーニング室とか、あまりそういうところは力を入れ過ぎると、そういうスポーツクラブ、だからそこら辺は逆に住み分けをして、今の高洲であれば、近くに申し訳ないですけど弊社の稲毛の事業所がございまして、これ以上だったら是非うちのほうに行っていただいと、申し訳ないですけどそちらに誘導したりとか、あちらの会員でありながらこちらに利用しに来ていただいているとか、そういう部分もありますので、そこら辺はうまく会社としてもこの指定管理をやらせていただいて、プラスになっている部分があるのかなと思っているんですが、前までお宅の会員だったのよと言うお客様も結構おられますし。

○委員　いずれにしても、行政としてもスポーツ、健康の増進に資したいし、御社のようなところはそれをビジネスでやっているわけで、意図するところは違うけど目指すところは結果同じですので、是非一緒に。

○スポーツクラブN A S株式会社　是非、お客様が喜んでいただければと思っていますので。

- 部会長 他、どうぞ。
- 委員 この5ページの「業務体制図」なんですけど。
- 部会長 資料3-2になりますかね。3-1か。
- 委員 3-1です。磯辺スポーツセンターは青になっていますね、それでこの線が上についておりますよね。これは上でいいんですか。
- スポーツクラブN A S株式会社 これは一応ちょっとその今回受けるに当たって契約から何からそれは一応分けてくださいということだったので、一応この組織図の中では上に、横に並列にしてしまうと、つけ加わったと思われてもあれなので。
- 委員 色が違うのはわかっているんですけど、線がこういうふうにあって、私は勝手に、今までたくさん施設があって、新しくできたので、ちょっとリーダー格になるよということかと思ったんですけど、そういうことではない。
- スポーツクラブN A S株式会社 本来であればこのみつわ台体育館の横に並べたいのが本当なんですけど、やはりそういう。
- 委員 やはり組織業務、この図的にはそうですね。
- スポーツクラブN A S株式会社 今回指定管理を、追加でなるのかなと思ったんですけど、別ということだったので、あえてここで別ということを表示させていただいているんですけど、基本的には、申し上げたように、並列になりますので。
- 委員 将来的に一括管理となった場合にはここにということ。
- スポーツクラブN A S株式会社 そうですね、以降の話という、決して特別視をしているつもりはございませんで。
- 委員 いえ、施設が新しいので、ある種特別視で、先進的な取り組みとかをやるのには非常にいい題材ではないかと。せっかく三十幾つあって、新しいものなので。
- 委員 学校の跡地利用という意味では、本当に先進的な。
- スポーツクラブN A S株式会社 それは先ほども多目的グラウンドのところでも申し上げましたが、ちょっと自主事業の部分でグループを作ったりとか、そこら辺はもくろみはあるんですけど。
- 委員 あと、開館というんですかね、開場というんですかね、日没で後ろ長くというのはありますけど、前、朝早くというのはどうですか。
- スポーツクラブN A S株式会社 朝が、ちょっと近隣の住民の方がどうなのかなというの、中田とかああいう周りに都市生活が、ご迷惑かからないところに関しては早朝とかにやらせていただいているんですけど、そこら辺も1年目、様子を見て。
- 委員 様子を見ながらということ。
- スポーツクラブN A S株式会社 そうですね、一番最初の年に周りの植栽を100万かけてやるのも、それはちょっと近隣の方たちにアピールというものもあるんですけど、やはりそこで、その場所で長くやっていくには、やっぱり近隣の方たちとうまくやっていくというのが、貢献というんじゃないですが、必要になってくると思いますので。
- 委員 よろしいでしょうか、ちょっと私からもう一点。

本件施設に関して何ですけれども、特にグラウンドのほうなんですけど、御社としてこれからどういうスポーツを想定されているのか、現在されているのか。あと今後のことと聞きましたけど、それを受けてどういう備品を用意する予定なのか。千葉市が用意するの

か、御社が用意するのか、そこはちょっと振り分けがあると思いますけれども。

○スポーツクラブNAS株式会社　一応スタートの段階は、ソフトボールとサッカーとか、そういうふうになりますが、そういう備品の部分もあるんですが、先ほど申し上げたように、障害者スポーツであれ、高齢者のスポーツであれ、どうしてもやっぱりインドアスポーツというものがありますので、手軽にできる、例えば先ほど申し上げた、似たようなfrisbeeですね、そういうものとか、あとご存じのペタンクという、そういう、ございますね。そういうものとか、個人でそれが個人が積み重なってグループになる、いわゆるゲートボールとか、グラウンドゴルフももちろんそうなんです、そういうものに対しての備品は揃えていこうと考えています。

あと、元中学校なので、運動会が近くなったら運動会のラインを書いて、例えば、ちょっと自主事業で今、このご時世なので、走り方教室という、運動会に向けての徒競走とかそういうための自主事業というのに爆発的に集まるんです。それは今、体育館でやらせていただいているんですが、そこに関して、例えば、その中学校のそこにラインを書いて、本当に運動会の模擬練習じゃないんですが、そういうことで開放してもいいのかなと思っています。今、正直、広場があって、例えばキャッチボールが自由にできたりとか、そういうところは少ないと思うんです。稲毛海浜公園も近くにありますが、もちろん安全な部分もありますので、何々禁止、何々禁止というのがありますので、例えば中を歩いていただくというだけでもやはりいいと思います。申し訳ないですけど、無料の貸し出しにするというわけにはいかないと思いますので、お金を取らせていただくに当たって、やはり例えばそういう備品を用意したりとか、何メートルとか、そういうものをちょっと今後は検討していければと思っておりますので。

○委員　これからの話ですよ。

○スポーツクラブNAS株式会社　そうですね。近くに有料の老人施設等もありますし、あと何年か後に同じ敷地の中に高齢者の福祉施設ができるということをお伺いしていますので、例えばそちらの方たちがグラウンドで例えば朝運動していただく、それも可能な部分だと思いますので、すみません。

○部会長　ありがとうございました。ほかにご質問はございますでしょうか。

時間ですので、すみません、これでヒアリングを終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○スポーツクラブNAS株式会社　ありがとうございました。

(スポーツクラブNAS株式会社 退室)

○部会長　本来であれば、今のヒアリングを踏まえて審査をしていただくことになるんですが、審査前に、簡単に何か意見交換とかが必要であれば、多少時間をいただいて、よろしいですか。終わってからの意見交換じゃ意味がないので。何かございますでしょうか。

○委員　では私のほうからちょっと申し上げると、先ほど事務局で審査表の6の(3)の障害者雇用の確保については、形式は「×」という話が出ていましたけれども、今、伺った内容で果たしてどうなるか、そこをまた改めて伺うことになりましたけれども、あるいはそこ以外の項目について、何か問題視すべき点があったかどうか、そういった協議ができればと思いますけれども。

○部会長　特にご意見はないということで、審査に進んじゃってよろしいですか。

(なし)

○部会長　じゃあ審査をお願いしたいと思います。終わりましたら審査表は事務局の職員に渡してください。

その後、事務局の集計が終わるまで、休憩といたします。再開は4時5分を予定しております。ですので、適宜採点しましたらお渡しいただいて、お休みください。

(休憩)

○部会長　ちょっと早いですが、時間が押しているようで、再開しちゃっても大丈夫ですか。事務局、大丈夫でしょうか。じゃあ再開させていただきます。

事務局のほうから集計結果についてご説明ください。よろしくをお願いします。

○渡邊文化振興課長補佐　それでは、集計結果をご報告いたします。

お手元にお配りしました審査結果集計表をご覧ください。

一つの項目を除いて、提案の内容は、管理運営の基準等と適合するものとして、「○」と評価されました。その一つの項目ですが、大項目の「6 その他市長が定める基準」の項目のうち「(3) 障害者雇用の確保」につきましても、事務局のほうの審査で「×」となっていることから、この項目につきましても、委員会として、一つとしましては、条件あるいは附帯意見つきで「○」と判断するか、もう一つとしましては、申請者に、この審査項目に係る提案内容の修正を求めるかということを決断することになりますので、ご協議をお願いいたします。

説明は以上です。

○部会長　ただいま事務局より集計結果のご説明がありましたけれども、この6、(3)ですね、障害者雇用の確保という項目について、全員が、これは事務局の判断ですが、けれども、「×」と評価されています。重複しますけれども、この場合は申請者を条件付き、あるいは附帯意見つきで「○」と判断するか、あるいは、申請者に、この審査項目に係る提案内容を修正させるかについて、協議、判断することとなりました。委員の皆様よりご意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

まず、ここはちょっと修正をするという概念はあり得ないと思いますので、条件をつけて「○」と判断するかどうかということを考えていきたいと思いますが、ご意見はございますでしょうか。

○委員　すみません、先ほど委員が、管理者の人とお話しされたように、今年、今期、ここに一人雇用されるというお話をしたようだったんだけれども、それでいいのかなと思って。

○委員　そうですね、会社の方向性として。

○委員　方針として一人雇用されるというお話をされておりましたから。

○委員　ただ、これ実際、手を挙げる人がいないとこれもゼロの結果というのはあり得るんですよ。この施設でも誰も応募者がいなければゼロということもあり得ることになりますけれども。条件付きなんですかね。雇用を条件にすると、今申し上げたように絶対ではないから、雇用の努力をすることを条件にということですかね。

○委員　そういうことですよ。

○委員　私もそういう努力をすることで「○」ということ結構だと思います。

○委員　同じです。

○部会長 委員、いかがでしょうか。

○委員 同じですね。

関係ないですけど、最近、私のお客さんでもこういうのが来て、これのちょっと基準が、中小企業にもいくように、ちょっと変わって、雇用の義務が生じているんですけど、余り理解してないんですよね、一般の企業って。だけどこういう指定管理者になるような事業者というのは、それは十分に理解しているはずだし、努力はしてほしいですね。だけど結果としてちょっと惜しいところが足りなかったということなので、強い申入れをすることによって、それだけでよろしいんじゃないでしょうか。

○委員 はい。今おっしゃられた、企業努力、どういうスタンスなのかということで、ちょっと私、質問したつもりだったんですけども、ある程度きちんと雇用されているし、実際、形ばかりの雇用ではなくて、スタッフとして、できる仕事も限られているかもしれませんが、ある程度同等に仕事をしていただいているという、そういう印象を受けましたけれども、よろしいでしょうか。

(はい)

○部会長 そうしますと、本施設についても障害者雇用確保の努力をすることを条件として「○」と判断する。提案書の内容を踏まえて、障害者雇用の確保を努力するということを条件、あるいは附帯意見として、「○」と判断するということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○部会長 それでは、今のご意見、条件を踏まえて、今後、指定期間に係る事業計画書を作成して、管理運営に努めていただきたいというふうに思います。

その他、申請者の提案書の内容について、よりよい管理運営とするためのご意見やご要望はございますでしょうか。ですので、指定管理者となっていただくことを前提として要望でしたね。はい、どうぞ。

○委員 さっき質問の時間にも随分言ってしまったんですけど、こっちも「×」にするほどではなかったので「○」にはしましたが、成果指標、数値目標に関しては、もうちょっと早い段階で達成してほしいという要望です。

○部会長 提案書の内容に関わらず、早期に目標を達成してほしいということでしょうか。

○委員 はい。

○部会長 ほかにご意見、ご要望。

○委員 結局、今、言ったとおりで、NASさんはもう経験者ですから、もうちょっと努力していただきたいな、それを生かしていただきたいなと思います。

○部会長 他の施設の指定管理の実績を踏まえということでしょうか。早期に目標を。

○委員 ええ、踏まえて、初めてのあれじゃないから、それをお願いしたいなど。

○委員 期待するところも大きいということでしょうかね。

○部会長 ほかにご意見はございますでしょうか。

○委員 では私のほうから。関連することですけども、やはりそういう利用者増加のために、広報活動を積極的にやっていただきたいというふうに思います。先ほど話がありましたけれども、他施設の利用者について、対して、いろいろ広報活動をしていただいて、まず周知していただくということが必要になってくると思います。それで、知るだけじゃ

駄目で、実際に施設に足を運んでいただく。そのとき、当該施設が魅力ある施設に見えるかどうか、ちょっとわかりませんが、ハードの問題とソフトの問題があると思いますが、ハードのものはもうあるものを受け入れていただくしかないですけど、ソフト面で使いやすい施設であるとか、いいサービスが受けられたというふうに思っただけのように努力していただければなというふうに思います。という意見です。

○部会長　ほかに、どうぞ、ご自由に。委員、何か。

○委員　特にこれから高齢者を対象とした教室ですか、そういうものを増やしてもらいたいなと思っています。

○委員　それは地域性を踏まえてということですかね。あの地区、確か、高齢化が進んでいるという古い住宅地、昭和40年代、50年代くらいの開発ですかね。となると、世帯の主が高齢者という地域性で。

○委員　あの辺は特に多いので。

○委員　地域の特性を踏まえてと。

○委員　はい。

○部会長　他にいかがですか。どうぞ。

○委員　子どもとか高齢者というのは割と強制的に連れていかれて、体を動かすよとやらされることはあると思うんですけど、僕らみたいな中年ぐらいが一番運動不足で、運動しないといけないと思うので、年齢層にかかわらず集客するような努力をされるほうが、こういう施設を行政で持つてやることの理にかなうのかなと思うので、そういった努力もちょっとしてほしいなと思います。

○部会長　では、委員のご意見も踏まえますと、高齢者をはじめ各世代にと、特に中年層というか。

○委員　特に平日の昼間というのは、やっぱり高齢者の方の利用がどうしても高いことになると思いますから。

○委員　そうですね、逆に働いている層がなかなか日中というのは難しいと思います。利用促進を図っていただきたいということですかね。

○部会長　ほかにご意見はよろしいでしょうか。ではすみません、ちょっと取りまとめをしたいと思います。

それでは、先ほどご審議いただきました、二次審査の6の(3)の部分の条件付きの「○」という判断を含めて、提案書及びヒアリング内容から、スポーツクラブN A S株式会社の提案内容は、概ね管理運営の基準等を満たしたものと判断するというところでよろしいですね。

(異議なし)

○部会長　では、各委員からご意見がありました。

まず、成果指標について、提案者の内容に関わらず、またこれまでの実績を踏まえて、早期の達成に向けた努力をお願いしたいという意見で、次に、他施設の利用者への周知を積極的に行うなど、広報活動に力を入れてほしいというご意見、さらに、地域の特性、高齢者が多い地域の特性を踏まえた施設運営をお願いしたいという点、最後に、高齢者をはじめ、各世代の利用促進に向けた取組みをお願いしたいと、そういう意見につきましては、事務局及び所管課から、スポーツクラブN A S株式会社にはお伝えいただき、次期定期

間における施設の管理運営に十分反映させることにしてください。

それでは、スポーツクラブN A S株式会社の提案内容は、管理運営の基準等を満たしたものであるため、当委員会は磯辺スポーツセンターの管理を、適切かつ確実に行うことができるものと判断いたしました。

以上で議題2は終了いたします。

次に、議題3「今後の予定について」事務局よりご説明をお願いします。

○渡邊文化振興課長補佐 今後の予定についてご説明します。

資料5「今後の予定について」をご覧ください。青いほうのファイルです。

本日ご審議いただきました内容について、部会長から、選定評価委員会の会長へ、どちらもここにいらっしゃるんですけども、ご報告していただきまして、その後、会長から市長宛てに、委員会の意見として答申をしていただくという流れが次になります。

その答申を基に、市は指定管理予定候補者を決定します。その後、仮協定を締結し、12月に開催予定の平成28年第4回千葉市議会定例会に、指定管理者の指定に係る議案を提出いたします。

議決をいただきましたら、基本協定を締結し、来年4月、平成29年4月から管理を開始することとなります。

なお、本日の会議の会議録につきましては、後日、委員の皆様にご確認をお願いいたしますので、その際はよろしくをお願いいたします。

説明は以上でございます。

○部会長 ありがとうございます。ただいまの事務局からのご説明につきまして、何かご質問はございますか。よろしいでしょうか。

(なし)

○部会長 それでは、最後の議題4ですけれども、委員の皆様から何かございますでしょうか。

○委員 すみません、私のほうから1点だけ確認なんですけれども、今回、選定ですけれども、次回の評価というのは、大体1年後のこの時期ということなんです。丸一年経てから。

○渡邊文化振興課長補佐 それは今回選んだ施設についてということでしょうか。

○委員 ええ、この評価の段階に入りますよね、選定の次は。

○渡邊文化振興課長補佐 はい。そうすると、その実績がということになります。

○委員 年度だから1年あけての、来年はないという。

○渡邊文化振興課長補佐 はい。

○委員 わかりました。ありがとうございます。

○部会長 これでよろしいでしょうか。それでは、皆様のご協力によりまして、本日の議事は全て終了いたしました。ありがとうございます。事務局にお返しします。

○渡邊文化振興課長補佐 長時間にわたり、慎重なご審議、どうもありがとうございました。以上をもちまして、平成28年度千葉市市民局指定管理者選定評価委員会第2回スポーツ部会を閉会いたします。委員の皆様、本日はお忙しい中、どうもありがとうございました。